

記者発表資料
令和5年11月27日

所 属	大垣市 こども未来部 子育て支援課
担 当	課長：浅井 主幹：内山
連絡先	0584-47-7092（直通）

子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業について

エネルギーや食料品等の価格高騰の影響を受ける子育て世帯の進級や進学等の準備に伴う経済的負担を軽減するため、応援金を支給します。

1 実施内容

(1) 事業名 子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業

(2) 内 容 高校生世代以下の児童（平成17年4月2日～令和5年11月30日に生まれた児童）を養育する市内在住者に対し、子ども1人あたり10,000円を支給（所得制限なし）。

(3) 基準日 令和5年11月30日

(4) 支給対象者 ① 令和5年12月分の児童手当受給資格者
 ② 高校生世代のみの世帯、公務員世帯、児童手当の所得上限限度額を超える世帯の主たる生計維持者
 ③ ①、②以外の市内に在住する対象児童養育者
 例) 主たる生計維持者が市外で児童手当を受給している世帯の養育者等
 ※①～③のいずれも、基準日において市内在住者であること。

(5) 対象児童数 約25,500人

(6) 申請手続及び支給日

対象者	申請手続	支給予定日
① 令和5年12月分の児童手当受給者 (約11,000世帯、19,700人)	不要	2月22日
② - 1 高校生世代のみの世帯、公務員世帯、児童手当の所得上限限度額を超える世帯の主たる生計維持者で、今年度の子育て世帯物価高騰対策応援金支給事業(8月申請受付開始分)に申請された方 (※6月1日以降に転出された方は除く、約3,800世帯、5,500人)	不要	2月22日
② - 2 高校生世代のみの世帯、公務員世帯、児童手当の所得上限限度額を超える世帯の主たる生計維持者で、6月1日以降に転入された方等(約50世帯、100人)	必要 1月下旬 申請書送付	3月8日 以降 順次
③ ①、②以外の市内に在住する対象児童養育者 例) 主たる生計維持者が市外で児童手当を受給している世帯の養育者等(約150世帯、200人)	必要 1月下旬 申請書送付	3月8日 以降 順次

2 事業費

258,000千円(財源は全額が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金)